

# 今回は、源泉徴収票を見ながら所得と所得税額について解説します。



【見井津家の家族構成】  
夫(年収500万円)、妻(専業主婦)、  
子ども(小学生)の3人家族の場合

平成21年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	見井津 太郎		
給与・賞与	① 5,000,000	② 3,460,000	③ 1,848,200
社会保険料控除額	A 608,200		
生命保険料控除額	B 100,000		
給与所得控除後の金額	④ 80,500		
支払金額	5,000,000		
支払元	株式会社 ミーツ産業		

## 1 『支払金額』…5,000,000円

その年の給与・賞与の合計です。つまりこれが『年収』(額面)です。

## 2 『給与所得控除後の金額』…3,460,000円

収入から経費を引いたもので、「所得」といわれるものです。勤労者の経費に相当するものが給与所得控除額です。

$$\text{給与所得の金額} = 5,000,000 \div 4 \times 3.2 - 540,000 \text{円} = 3,460,000 \text{円}$$

●給与所得控除額の計算(一部抜粋)

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額
1,628,000円～1,799,999円	A÷4 (千円未満の端数切り捨て) = B B×2.4
1,800,000円～3,599,999円	B×2.8-180,000円
3,600,000円～6,599,999円	B×3.2-540,000円
6,600,000円～9,999,999円	A×0.9-1,200,000円
10,000,000円～	A×0.95-1,700,000円

## 3 『所得控除の額の合計』…1,848,200円

②の給与所得の金額から、さらに所得控除を差し引いた課税所得金額を計算します。今回のケースでは…

- 基礎控除(誰でも無条件)⇒ **38万円**
- 配偶者控除(給与収入が一定金額以下)⇒ **38万円**
- 扶養控除(その年の合計所得金額が38万円以下)⇒ **38万円**
- 社会保険料控除(健康保険・厚生年金保険など)⇒ **図よりA**
- 生命保険料控除(最高10万円)⇒ **図よりB**

※この段階で、課税される金額がわかります。

$$\text{② 『給与所得控除後の金額』 } 3,460,000 \text{円} - \text{③ 『所得控除の額の合計』 } 1,848,200 \text{円} = \text{『課税所得金額』 } 1,611,800 \text{円}$$

この金額に税率を乗じて所得税を算出します。

その他、こんな控除があります。

- 地震保険料控除 ⇒ 最高5万円
- 配偶者特別控除(配偶者の所得が一定金額のとき) ⇒ 3～38万円
- 特定扶養親族(16歳～22歳) ⇒ 63万円
- 老人扶養親族(70歳以上) ⇒ 48万円 など

## 4 『源泉徴収税額』…80,500円(100円未満切り捨て)

$$(1,611,800 \text{円} \times 5\%) = 80,550 \text{円}$$

**★** 2007年より、住民税所得割分が別途、一律10%課税されています。……**161,100円**

●所得税の税額計算表(一部抜粋)

課税所得金額(千円未満切り捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0
195万円超～330万円以下	10%	9万7,500円
330万円超～695万円以下	20%	42万7,500円
695万円超～900万円以下	23%	63万6,000円

平成22年度  
税制改正  
による変更

「こども手当」・「高校授業料無償化」により  
**扶養控除が一部見直しされます!**

- 年少扶養親族に対する扶養控除(0歳～15歳)  
38万円 ⇒ **0円に!**
  - 特定扶養親族に対する扶養控除(16歳～18歳)  
63万円 ⇒ **38万円に!**
- (平成23年分から適用)

**検証** 今回の事例にこの税制改正をあてはめた場合、どうなるか?

$$\text{『課税所得金額』は } 1,991,800 \text{円}$$

$$(3,460,000 \text{円} - 1,468,200 \text{円} = 1,991,800 \text{円})$$

➡ **59,100円の増税**

(住民税所得割分も含む)

➡ 今後の動向に注目しましょう!

みなさんも、ぜひ今年の源泉徴収票をもとに、ために計算してみてくださいね。